

1. 会合名	バイナリー・オプション取引に関するワーキング・グループ (第3回)
2. 日 時	平成 25 年 8 月 21 日 (水) 10 時 00 分～11 時 15 分
3. 議 案	個別論点 I 1. 商品内容について 2. 取引条件について
4. 主な内容	<p>事務局より、バイナリー・オプション取引に係る規制における商品性及び適切な取引条件について、事務局案の説明が行われた後、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>(主な質問等)</p> <p>1. 商品性について</p> <p>【本WGにおける規制の検討対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のバイナリー・オプションには、もともと商品性として自動的に反復し、取引も自動的に継続されるような仕組みが組み込まれているのか。それとも、オプションとしての商品を短期間取引するような、何か商品性以外の枠組みとしてとらえるべきものか。運用の問題のような気はするが、もともと反復するといった商品性は存在しないのではないか。(委員) <p>⇒ 必ずしも商品性という点ではなく、インターネットを通じ、比較的継続・反復して取引が行われるような仕組みとして提供されているということを、事務局案上では意図している。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局案の定義における「継続的」とは、期間のことか。それとも回数のことか。また、「反復」というのをどう考えるか。細かく言えば切りがないが、規制対象の根っことなる部分なので、明確な判断の基準を示すことが重要なポイントではないか。(委員)

・事務局案の定義における「継続的かつ反復して取引を行う仕組み」という文言に関しては、言葉の使い方だろう。そもそも取引は、期間中に顧客の自由意思で何度でも行うことができるものだという立場に立てば、先の文言は変更したほうが表現も柔らかくなる。もし、先の文言に特別な意味はないのであれば、事務局案における「行う」という表現を、「行える」という表現に変更してはどうか。(委員)

⇒ 実際にはバイナリーオプションを1回購入して終わりの場合もあるが、ここで言う仕組みとしては、同じ顧客が取引期間中に何回も反復・継続した取引ができ、それに応じることのできる仕組みであるということを示している。ここでこういった定義を置いているのは、業者が顧客に対して個別的に提供する取引とは区別したいという意図だと思う。現時点では、基本的な規制対象とする取引のイメージを委員の方に共有していただければと思う。なお、案文の書きぶりについては、いったんお持ち帰りいただき、こういう書きぶりかどうかとの御意見があれば、改めて事務局まで寄せていただきたい。(主査)

【取引期間について】

・「取引期間」について、最低2時間程度の「程度」という文言が入るか入らないかについてであるが、何をもって「取引期間」とするかという点から考えた場合、取引期間を9時から11時までとし、11時を判定時刻とした場合、当然その直前まで取引ができる仕組みになっているはずである。一方、当社では取引終了2～3分前までの取引が可能であるので、取引期間は必然的に2時間を切る期間となってしまう。よって、「程度」の考え方については、どこに視点を置くかが問題である。仮に「程度」という文言を入れたとしても、取引期間が(2時間に全く満たない)1時間半の取引期間の取引が設定されるといったことはないと思う。また、売買可能な期間が2時間以内であっても、直前まで売買を行うことができるというところで担保は取れていると思う。(委員)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、一律的な取引の枠組みは慎重に考えるべきとの立場である。最終的にどのような枠組みで規制を設けるかは未定と思うが、金先協では取引期間を2時間以上とする旨は自主規制規則には明記せず、ガイドラインの方で記載されている。いずれにせよ、WGメンバー間で十分に議論し、認識することが重要かと思われる。(委員) ・ ある銘柄の取引期間が2時間だとすれば、変動に応じ、ザラ場中でも取引機会はあるわけだが、例えば、前場引け間際に取引期間10分の取引が新規に設定される場合と、取引期間2時間の取引における取引期間が残り10分となった場合とはどう違うのか、仮に双方が同じだとすれば、取引期間は2時間と設定したとしても、投機的な部分をすべて排除できるというのではないのではないか。(委員) ・ 例えば、1つの取引期間が10分間(単位)だとすると、10分ごとに権利行使価格が設定できるため、取引開始時点でのアットザマネーに基づき権利行使価格が次々に設定されることになる。このケースだと、判定までの時間が短く参照指標はアットザマネーの近辺で動くため、判定時にインザマネーになる確率が五分五分に近くなるため、射幸心を煽る可能性のある商品となってしまう。一方、取引期間を2時間設けた場合は、その間、売買は自由にできるが、残り10分の時点ではそれまでに市場が動いている可能性が高く、結果的に参照指標は当初設定された権利行使価格より離れているケースが多いので、こちらのケースのほうが射幸心は薄れるという形になっている。(委員) ⇒ さらにご意見があれば、お持ち帰りのうえ改めて事務局にお寄せ頂きたいが、特に目立った反対意見はなく、概ねご同意頂いたようなので、事務局案を前提に進めることとしたい。(主査)
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【取引期限の間隔について】

- ・取引期間と取引期限は違うのか。(委員)

⇒ 取引期間は、例えば2時間とか24時間といった1つの銘柄の取引時間である。取引期限は判定時刻と同じ意味である。(事務局)

【権利行使価格の決定時期について】

- ・権利行使価格の決定時期において、円滑に取引できない状況とはどういう状況なのか。(委員)

⇒ マーケットが急変して新規買付又は新規売付が出来ない状況等である。(事務局)

- ・注意深く考えたいのが、もともとの権利行使価格の設定の仕方である。権利行使価格の設定方法は各社各様で色々だとは思いますが、仮に、取引開始時に設定する権利行使価格を当初からディープアウトザマネーとなる設定をした場合、当初設定された権利行使価格ではすぐに円滑に取引できない状況となり、2時間以内の追加設定がたやすくできてしまうという懸念がある。極論すれば、そういった悪意をもった業者が、例えば25時間もの商品を作り、2時間以上の判定時刻の間隔を維持したまま、1時間ごとに権利行使価格を追加設定するようなケースも有り得るということである。そういう、いわゆる悪意をもった業者及び取引をなるべく排除するような仕組みも考える必要があるのではないか。(委員)

- ・権利行使価格の決定時期に係る規制に関し、規制案イ.にある、判定時刻の直前に権利行使価格の追加設定をしてはならない旨の文言は必要か。(委員)

・規制案のイ. が必要なのかとの考えもある。規制案ロ. だけでも、取引期間が2時間未満で、あまりにも取引終了直前の状況であれば、よほどのことがない限り追加設定はできないということで「しぼり」がかかっているのに、規制案イ. があることで、2つの条文が重複してしまっているのではないか。(委員)

・権利行使価格を追加設定するための基本的な条件としては、市場が大きく動いたことにより、顧客に対し、有効な権利行使価格や十分な取引機会の提供ができない状況となったということだろうと思う。よって、当該状況となり、かつ、取引期間の残存時間が2時間以上なければ、基本的には権利行使価格の追加設定はできないという形としてはどうか。(委員)

⇒ 規制案イ. の内容は、次のロ. においてカバーされているとも考えるが、一旦持ち帰っていただき、改めてWGメンバーのご意見を頂きたい。(主査)

【権利行使価格の設定】

・権利行使価格の設定について、文言の中に「過度の投機的取引を助長しないよう」と既にあるため、「著しく低い取引価格とならないような」という文言は不要ではないか。(委員)

・レンジ型のバイナリー・オプションは、取引価格（プレミアム）が比較的少額となるため、高ペイアウト倍率になる傾向にある。しかし、ラダー型のバイナリー・オプションの権利行使価格が取引開始時点の原資産価格から著しく乖離した水準に設定されていない場合であっても、異なる権利行使価格のラダー型バイナリー・オプションを顧客自身が組み合わせて取引を行うことにより、ペイアウト額と比較して著しく低い取引価格でレンジ型バイナリー・オプション取引を行うのと同等の取引ができる。そのため、「ペイアウト額と比較し著しく低い取引価格とならないような」と明記するよりも、たとえば「権利行使価格の設定（又は追加）基準をあらかじめ定め、過度の投機的取引を助長しないような権利行使価格を設定する態勢を整備しなければならない。」との表現に留めておいた方がよいのではないか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客がどういう種類の組み合わせでバイナリー・オプション取引を行っているか、個々には分析していないが、事務局案にて想定されているケースが、何か問題があって排除すべきものでもなく、「例えば…」といった補足説明だとすれば、提示された案文に違和感はない。(委員) <p>2. 適切な取引条件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特段の意見なし。
5. その他	<p>本議事概要は暫定版であり、今後、内容が変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	<p>自主規制本部 公社債・金融商品部（金融商品担当） （03-3667-8516）</p>